後援名義使用承認等の取扱に関する要領

（趣旨）

第一条　この要領は、スポーツ振興課スポーツ振興グループ所管に係わる事業について、主催者から大阪府後援名義使用承認、知事賞状の交付、知事の大会役員就任依頼、知事祝辞作成依頼及び顔写真提供、知事メッセージ作成依頼（以下「後援名義使用承認等」という。）の申請があった場合における手続き事務について、必要な事項を定めるものとする。

（後援名義の使用承認等の審査）

第二条　大阪府の生涯スポーツ社会づくりに寄与する事業について、主催者から後援名義使用承認等の申請があった場合は、次項の各号について審査し、これを承認することができるものとする。

２　前項の後援名義使用承認等は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に行う。

（１）　原則として公共的な団体もしくは、これに準ずるもの又は、公益活動を行う団体が主催で行う事業。ただし、政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体は除く。

（２）　大阪府の生涯スポーツ社会づくりに積極的に寄与する事業

（３）　府民が自由に参加できる事業。ただし、限られた会員のみであっても、その事業の効果が一般に広く波及すると認められるものを含む。

（４）　営利や売名行為を主たる目的としない事業

（５）　公序良俗に反することのない事業

（６）　安全管理、環境衛生についての配慮が十分になされている事業

（７）　事業実施に際し、金品の寄附、援助又は事業参加等の強要の恐れがない事業

（８）　申請者及びその団体構成員が暴力団員及び暴力団密接関係者ではない事業

（９）　大阪府暴力団排除条例第14条及び第15条の規定に違反しない事業

（10）　その他、後援名義使用承認等をすることが不適当と認められる事由がない事業

（後援名義使用承認等の手続き）

第三条　後援名義使用承認等は、前条に定める要件に適合する場合において、別表に掲げる書面に必要な事項を記載して行うものとする。なお、後援名義使用承認等にあたっては、必要な条件を附して承認するものとする。

（後援名義等の取消）

第四条　後援名義使用承認等行った後、第二条第２項各号に反すると認められる場合にあっては当該使用承認等を取り消すものとする。

　　　附　則

この要領は、平成２６年４月１日より施行する。

この要領は、平成２７年４月１日より施行する。

この要領は、平成２９年４月１日より施行する。

この要領は、令和３年２月８日より施行する。

別表（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 様式番号 | 様式名 |
| 様式１ | 後援名義使用承認申請書 |
| 様式２ | 知事賞状交付申請書 |
| 様式３ | 大会役員就任申請書 |
| 様式４ | 大会プログラム掲載の祝辞、顔写真の依頼について |
| 様式５ | 知事メッセージの依頼について |
| 様式６ | 事業実施報告書 |